

刈谷市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

### 刈谷市教育委員会規則第 3 号

#### 刈谷市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市図書館条例施行規則（昭和 4 5 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表刈谷市中央図書館の部 4 月から 9 月までの項中「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に改める。

第 7 条第 3 項中「衣浦東部広域行政圏内又は刈谷市を中心市として形成する定住自立圏内に在住し、又は勤務し、若しくは在学する」を「日本国内に住所を有する」に改める。

様式第 3 号中

「

|            |     |  |          |                             |
|------------|-----|--|----------|-----------------------------|
| 通勤・<br>通学先 | 名称  |  | 電話<br>番号 | (            )            — |
|            | 所在地 |  |          |                             |

※学生等で住所を証明できるものがない方は、提示する証明書に記載の住所を下記に記入してください。

」

を

「

※学生等で住所を証明できるものがない方は、提示する証明書に記載の住所を下記に記入してください。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。